

【中学校・高等学校教諭】

英語観光学科 第1表 (教科及び教科の指導法に関する科目) (令和2年度以降入学生適用)

施行規則に定められた科目区分等			左記に対応する本学の開講科目			備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位	本学授業科目名	単位	配当年次		
教科に関する専門的事項	英語学	中28 高24	英語学概論	2	II	教職必修	
			Pronunciation 104	2	I	※	
	英語文学		英米文学入門	2	I	必修	
			英米文学研究	2	III	教職必修	
	英語コミュニケーション		Oral Communication 300	2	II	必修	
			Oral Communication 400	2	II	必修	※印から
			Oral Communication 500	2	III	※	2科目
			Oral Communication 600	2	III	※	教職
			Reading 501	2	III	教職必修	選択必修
			Reading 601	2	III	教職必修	
			Oral Communication 700	2	III・IV	※	
			English for Academic Purposes 801	2	IV	教職必修	
			Oral Communication 800	2	IV	※	
			異文化理解	異文化理解	2	I	必修
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	英語科教育法 I	2	I	教職必修			
	英語科教育法 II	2	II	教職必修			
	英語科教育法 III	2	III	教職必修			
	英語科教育法 IV	2	III	教職必修			
	計	30					

- 備考 (1) 備考欄の「教職必修」、「教職選択必修」とは、教職課程履修者にとって必修、選択必修となる科目。
 (2) 備考欄の「必修」とは、英語観光学科の必修科目。
 (3) 法定必要単位数を越えて修得した単位は第3表「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当される。

英語観光学科 第2表 (教育の基礎的理解に関する科目等) [令和2年度以降入学生適用]

施行規則に定められた科目区分等			左記に対応する本学の開講科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	本学授業科目名	単位	配当年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	*教育原理	2	II	教職必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	2	I	教職必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育経営論	2	III	教職必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育・学校心理学	2	I	教職必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2	II	教職必修
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		(教育課程及び総合的な学習の時間の指導法)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	○道徳教育指導論	2	III	教職必修 (中 種のみ)
	総合的な学習の時間の指導法		○教育課程及び総合的な学習の時間の指導法	2	II	教職必修
	特別活動の指導法		特別活動論	2	II	教職必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		○教育方法論	2	II	教職必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論(進路指導を含む)	2	III	教職必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育相談(カウンセリングを含む)の理論及び方法	2	III	教職必修
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習指導(中・高)	1	IV	教職必修
	教育実習		4	IV	教職必修	
	教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2	IV	教職必修
		中27 高23		中29 高27		

- 備考 (1) 備考欄の「教職必修」とは、教職課程履修者にとって必修となる科目。
 (2) *印の付された科目は、教職課程履修者に限り、「その他」の「他学科受講科目」として卒業要件上の単位に算入する。ただし、単位修得後に教職課程を辞退した場合は卒業要件から除外される。
 (3) ○印の付された科目は、英語観光学科の「専門科目」として開講。
 (4) 法定必要単位数を越えて修得した単位は第3表「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当される。
 (5) 各科目は必ず、配当年次に履修しておくこと。配当年次を過ぎた科目については、時間割上学科の必修科目と重複して履修できなくなる場合がある。1年次から計画をたてて履修し、単位を修得することが必要である。

英語観光学科 第3表 (大学が独自に設定する科目)〔令和2年度以降入学生適用〕

施行規則に定められた科目区分等		左記に対応する本学の開講科目			備考
科目区分	単位	本学授業科目	単位	配当年次	
大学が独自に設定する科目	中4 高12	*人権教育論	2	Ⅱ	教職必修
		介護等の体験(事前指導)	1	Ⅱ	教職必修(中種)
		介護等の体験(事後指導含む)	1	Ⅲ	教職必修(中種)
		○道徳教育指導論	2	Ⅲ	教職必修(高種)

- 備考 (1) 備考欄の「教職必修」とは、教職課程履修者にとって必修となる科目。
 (2) *印の付された科目は、「共通科目」として開講。
 (3) ○印の付された科目は、英語観光学科の「専門科目」として開講。
 (4) 法定必要単位数に不足する分は、最低必要単位を超えて修得した第1表「教科及び教科の指導法に関する科目」及び第2表「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充足する。

英語観光学科 第4表 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)〔令和2年度以降入学生適用〕

施行規則に定められた科目区分等		左記に対応する本学の開設科目			履修方法
科目	単位	本学授業科目名	単位	配当年次	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	I	教職必修
体育	2	健康スポーツ1	1	I	} 2科目教職選択必修
		健康スポーツ2	1	I	
		健康科学	1	I	
外国語コミュニケーション	2	フランス語1	1	I	} 2科目教職選択必修
		フランス語2	1	I	
		中国語1	1	I	
		中国語2	1	I	
		韓国語1	1	I	
情報機器の操作	2	韓国語2	1	I	} 1科目教職選択必修
		情報リテラシー1	2	I	
		情報リテラシー2	2	I	

- 備考 (1) 上記科目はすべて「共通科目」として開講。
 (2) 備考欄の「教職必修」、「教職選択必修」とは、教職課程履修者にとって必修、選択必修となる科目。